［別紙３］

**有害物質特定施設等に係る構造基準等の確認票**

**※適合箇所にチェックすること。**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工場又は事業場名等 | （担当者氏名　　　　　　　　　　　　　） | 施設番号 |  |

**□　床面及び周囲**

**□　Ａ基準**（規則第8条の3、第9条の2の2）**【1から3のいずれかに適合すればＡ基準に適合】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 適合基準 | 構造及び設備に関する基準 | 定期点検の方法 |
| 点検を行う事項 | 点検の回数 |
| 1 □ | 【2つの項目すべてに該当すること】□床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されている□防液堤、側溝、ためます（防液堤等）を設置 | ・床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 | 1年に1回以上 |
| ・防液堤等のひび割れその他の異常の有無 | 1年に1回以上 |
| 2 □ | □上記と同等以上の機能を有する装置※機能等について記載 | ・講じられている措置に応じた適切な事項及び回数 |
| 3 □ | □施設本体が設置される床の下の構造が、床面からの有害物質を含む水の漏洩を目視により容易に確認できるもの（例：2階に設置されている場合） | ・床の下への有害物質を含む水の漏えいの有無 | 1月に1回以上 |

**□　Ｂ基準**（規則附則第3条）　　　　　　　**【1、2のいずれかに適合すればＢ基準に適合】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 適合基準 | 構造及び設備に関する基準 | 定期点検の方法 |
| 点検を行う事項 | 点検の回数 |
| 1 □ | 【2つの項目すべてに該当すること】□施設本体が床面に接して設置され、かつ、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面がＡ基準に適合しない場合であって、施設本体の下部以外の床面及びその周囲はＡ基準に適合□施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、漏えい等を検知するための装置を適切に配置すること又はこれと同等以上の措置が講じられている | ・床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 | 1年に1回以上 |
| ・防液堤等のひび割れその他の異常の有無 | 1年に1回以上 |
| 2 □ | 【次の項目に該当すること】□施設本体が、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるよう床面から離して設置され、かつ、施設本体の下部の床面がＡ基準に適合しない場合であって、施設本体の下部以外の床面及びその周囲はＡ基準に適合 | ・施設本体のひび割れ､亀裂、損傷その他の異常の有無 | 1年に1回以上 |
| ・施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無 | 1月に1回以上 |

|  |
| --- |
| 【備考】 |

**□　配管等（地上配管）**

**□　Ａ基準**（規則第8条の4、第9条の2の2）**【1、2のいずれかに適合すればＡ基準に適合】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 適合基準 | 構造及び設備に関する基準 | 定期点検の方法 |
| 点検を行う事項 | 点検の回数 |
| 1 □ | 【3つの項目すべてに該当すること】□有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有する□有害物質により容易に劣化するおそれのないものである□配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられている（腐食するおそれのない場合を除く） | ・配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 | 1年に1回以上 |
| ・配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無 | 1年に1回以上 |
| 2 □ | □有害物質を含む水の漏えいが目視により容易に確認できるように床面から離して設置されている |

**□　Ｂ基準**（規則附則第4条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 適合基準 | 構造及び設備に関する基準 | 定期点検の方法 |
| 点検を行う事項 | 点検の回数 |
| 1 □ | □配管等を地上に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるように設置されている | ・配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 | 6月に1回以上 |
| ・配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無 | 6月に1回以上 |

|  |
| --- |
| 【備考】 |

**□　配管等（地下配管）**

**□　Ａ基準(**規則第8条の4、第9条の2の2)【**1から3のいずれかに適合すればＡ基準に適合】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 適合基準 | 構造及び設備に関する基準 | 定期点検の方法 |
| 点検を行う事項 | 点検の回数 |
| 1 □ | ◆トレンチ内に設置【3つの項目すべてに該当すること】□トレンチの中に設置されている□トレンチの底面及び側面は不浸透性を有する材料である□必要な場合は底面の表面は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されている | ・配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 | 1年に1回以上 |
| ・配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無 | 1年に1回以上 |
| ・トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 | 1年に1回以上 |
| 2 □ | ◆地下に埋設【3つの項目すべてに該当すること】□有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有する□有害物質により容易に劣化するおそれのないものである□配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられている（腐食するおそれのない場合を除く） | ・配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認 | 1年に1回以上 |
| ・または上記と同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無 | 方法に応じ適切な回数 |
| 3 □ | □1又は2に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられている | ・講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数 |

**□　Ｂ基準（**規則附則第4条）【**1から3のいずれかに適合すればＢ基準に適合】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 適合基準 | 構造及び設備に関する基準 | 定期点検の方法 |
| 点検を行う事項 | 点検の回数 |
| 1 □ | □トレンチの中に設置されている | ・配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 | 6月に1回以上 |
| ・配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無 | 6月に1回以上 |
| ・トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 | 6月に1回以上 |
| 2 □ | □配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置または配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置している　その他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられている | ・配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無 | 1月に1回以上 |
| （有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検の場合） | （3月に1回以上） |
| 3 □ | □1又は2に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられている | ・講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数 |

|  |
| --- |
| 【備考】 |

**□　排水溝等**

**□　Ａ基準**（規則第8条の5、第9条の2の2）　**【1、2のいずれかに適合すればＡ基準に適合】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 適合基準 | 構造及び設備に関する基準 | 定期点検の方法 |
| 点検を行う事項 | 点検の回数 |
| 1 □ | 【3つの項目すべてに該当すること】□有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有する□有害物質により容易に劣化するおそれのないものである□排水溝等の表面は、必要に応じ耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されている | ・排水溝等のひび割れ､被覆の損傷その他の異常の有無※その他の方法あり | 1年に1回以上 |
| 2 □ | □1と同等以上の効果を有する措置が講じられている | ・講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数 |

**□　Ｂ基準（**規則附則第5条）　　　　　　　**【1、2のいずれかに適合すればＢ基準に適合】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 適合基準 | 構造及び設備に関する基準 | 定期点検の方法 |
| 点検を行う事項 | 点検の回数 |
| 1 □ | □排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置または排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置している　その他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられている | ・排水溝等のひび割れ､被覆の損傷その他の異常の有無 | 6月に1回以上 |
| ・排水溝等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無 | 1月に1回以上 |
| （有害物質の濃度測定により漏えい等の有無の点検の場合） | （3月に1回以上） |
| 2 □ | □1と同等以上の効果を有する措置が講じられている | ・講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数 |

|  |
| --- |
| 【備考】 |

□　**地下貯蔵施設**

□　**Ａ基準**（規則第8条の6、第9条の2の2）**【1、2のいずれかに適合すればＡ基準に適合】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 適合基準 | 構造及び設備に関する基準 | 定期点検の方法 |
| 点検を行う事項 | 点検の回数 |
| 1 □ | 【3つの項目すべてに該当すること】□タンク室内に設置されていること、二重殻構造であること、その他漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質である□地下貯蔵施設の外面には、腐食を防止するための措置が講じられている（腐食するおそれのない場合を除く）□地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられている | ・地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認 | 1年に1回以上 |
| ・またはこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無 | 方法に応じ適切な回数 |
| 2 □ | □1と同等以上の効果を有する措置が講じられている | ・講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数 |

□　**Ｂ基準**（規則附則第6条） **【1から3のいずれかに適合すればＢ基準に適合】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 適合基準 | 構造及び設備に関する基準 | 定期点検の方法 |
| 点検を行う事項 | 点検の回数 |
| 1 □ | 【2つの項目すべてに該当すること】□地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられている□地下貯蔵施設からの漏えい等を検知するための装置または地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置しているその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられている | ・地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無 | 1月に1回以上 |
| （有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検の場合） | （3月に1回以上） |
| 2 □ | 【2つの項目すべてに該当すること】□地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられている□有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、内部にコーティングが行われている | ・地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認 | 1年に1回以上 |
| ・またはこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無 | 方法に応じ適切な回数 |
| 3 □ | □1と同等以上の効果を有する措置が講じられている | ・講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数 |

|  |
| --- |
| 【備考】 |

□　**使用の方法**

□**Ａ基準、Ｂ基準共通**（規則第8条の7、第9条の2の2）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 適合基準 | 構造及び設備に関する基準 | 定期点検の方法 |
| 点検を行う事項 | 点検の回数 |
| □ | 【4つの項目すべてに該当すること】□有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。□有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。□有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。□使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること。 | ・管理要領からの逸脱の有無及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無 | 1年に1回以上 |

|  |
| --- |
| 【備考】 |

**【参考】施設本体**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 適合基準 | 構造及び設備に関する基準 | 定期点検の方法 |
| 点検を行う事項 | 点検の回数 |
| － | － | ・施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無 | 1年に1回以上 |
| ・施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無 | 1年に1回以上 |